

農地を貸借・売買したり転用するときは・・・ 『農地法等の許可』が必要です!!

わが国の食料自給率は41%で、先進国の中で最低水準です。
将来に向けて食料の国内自給力を高めるためには、かけがえのない農地を守り、
活かすことが重要です。
こうした観点から農地法等が改正され、年内から施行されることとなっています。

新しい農地法等はこうなります!!

1. 農地の貸し借りがしやすくなります!

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されます!
- 市町村等が農地所有者に代わって
農地の借り手をさがす事業が創設されます!

農地の借り受け者の範囲

(改正前)

農作業
常時
従業者

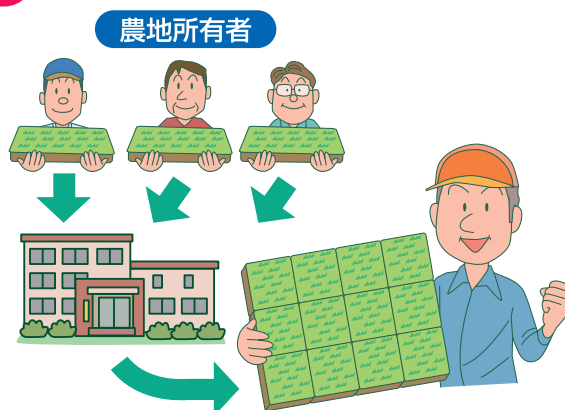
農業
生産法人

+

農作業
常時従業者
以外の個人

農業生産
法人以外の
法人

(改正後に追加)



2. 許可を受けずに農地を転用したときなどの処分が強化されます!

- 違反転用等をした場合の罰金額が
大幅に引き上げられます!

事 項	現 行	改 正
①違反転用	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
②違反転用におけ る原状回復命令 違反	6ヵ月以下の懲役または 30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)



3. 農地を相続したときは農業委員会へ届出が必要になります!

- 相続によって農地を取得した場合には、
農業委員会へ届出を行うことになります!
- 自ら耕作できない場合等は、農業委員会が
貸し借り等のあっせんをします!



＝新たな農地制度について、詳しくは農業委員会へお問い合わせ下さい＝